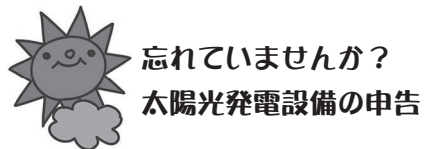


固定資産税班からのお知らせ

1. 償却資産の申告は、令和7年1月31日まで

償却資産とは、会社や個人で商店などを経営している方、営業、農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具などです。毎年1月1日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第383条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、1月31日（金）までに申告をお願いします。



会社や個人事業主が太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電にかかわらず、償却資産の申告が必要です。個人が住宅用に設置した場合でも10kW以上の発電量で全量または余剰売電の場合は申告が必要です。

2. 新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

令和7年度固定資産税の課税にあたり、令和6年（1月～12月）中に新築・増築または取り壊した家屋や、用途を変更した家屋について、申告の受付を行っています。令和6年12月末までに取り壊した家屋については、すみやかに令和6年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、ご不明な点がございましたら、固定資産税班までご連絡をお願いします。

3. 土地評価の特殊なケースでは申し出を！

特殊な土地の固定資産税評価額を決定するためには、下記の例のように外観からは把握できない価格形成要因も反映できる場合があります。このような特殊な土地を所有されている方は、固定資産税班までご連絡をお願いします。

外観からは把握できない価格形成要因の例

- ①公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
- ②特別に災害の危険性が高い土地など。

■問い合わせ先

税務収納課固定資産税班

☎53-3116



現所有者に関する申告について

固定資産税は、登記簿または土地・家屋補充課税台帳に、土地や家屋の所有者として登記・登録されている方に納めていただくものです。

なお、賦課期日（毎年1月1日）前に所有者が死亡している場合には、賦課期日に、その土地や家屋を所有している方が、固定資産税の納税義務者となります。通常は相続人がこれに該当します。

該当の方は『現所有者に関する申告書』の提出をお願いします。相続人が複数の場合や遺産分割が完了していない場合は、代表者を申告していただきます。なお、遺産分割が完了するまでは、相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。

申告相談の日程表

【土佐山田町】会場：本庁舎

月 日	対象地域
2月17日（月）	佐岡地区
2月18日（火）	
2月19日（水）	明治地区
2月20日（木）	
2月21日（金）	山田地区
2月25日（火）	
2月26日（水）	岩村地区
2月27日（木）	
2月28日（金）	楠目・植地区
3月3日（月）	
3月4日（火）	山田地区
3月5日（水）	
3月6日（木）	片地地区
3月7日（金）	
3月10日（月）	新改・繁藤地区
3月11日（火）	
3月12日（水）	新改・繁藤地区
3月13日（木）	
3月14日（金）	新改・繁藤地区
3月14日（金）	

【香北町】会場：香北支所

月 日	対象地域
2月17日（月）	韭生野
2月18日（火）	小川・大谷 佐敷・久保川
2月19日（水）	本田
2月20日（木）	
2月21日（金）	上町・住宅 泉町・本町
2月25日（火）	新田
2月26日（水）	五百蔵
2月27日（木）	
2月28日（金）	谷相・中谷・横谷
3月3日（月）	岩改・萩野・橋川野
3月4日（火）	下野尻・太郎丸
3月5日（水）	根須・吉野
3月6日（木）	
3月7日（金）	白川・有川・有瀬 西峯・河野・川ノ内
3月10日（月）	永野
3月11日（火）	朴ノ木・日ノ御子
3月12日（水）	大井平・大束・梅久保 清爪・猪野々
3月13日（木）	
3月14日（金）	永瀬・蔵野・白石

【物部町】会場：物部支所

月 日	対象地域
2月17日（月）	
2月18日（火）	山崎・日の地 影仙頭・小川
2月19日（水）	
2月20日（木）	押谷・小浜
2月21日（金）	
2月25日（火）	根木屋・岡ノ内・桑ノ川 別役・市宇・別府
2月26日（水）	
2月27日（木）	大栃・庄谷相・拓
2月28日（金）	
3月3日（月）	
3月4日（火）	大栃・中谷川 頓定・浦山
3月5日（水）	
3月6日（木）	大栃・久保・大西 南池・中上
3月7日（金）	
3月10日（月）	
3月11日（火）	神池・楮佐古・平井 立花・吹越・間々
3月12日（水）	
3月13日（木）	笹・五王堂・黒代・安丸
3月14日（金）	

還付等の申告を事前に受け付けます

混雑緩和のため、2月10日（月）から次に該当する方の申告を受け付けます。

- ・給与や年金のみの収入で、確定申告することにより源泉徴収税額の還付が受けられる方
- ・収入のない方

【受付場所と日時】

●市役所本庁舎 土日祝を除く平日（9時～11時30分、13時～16時30分）